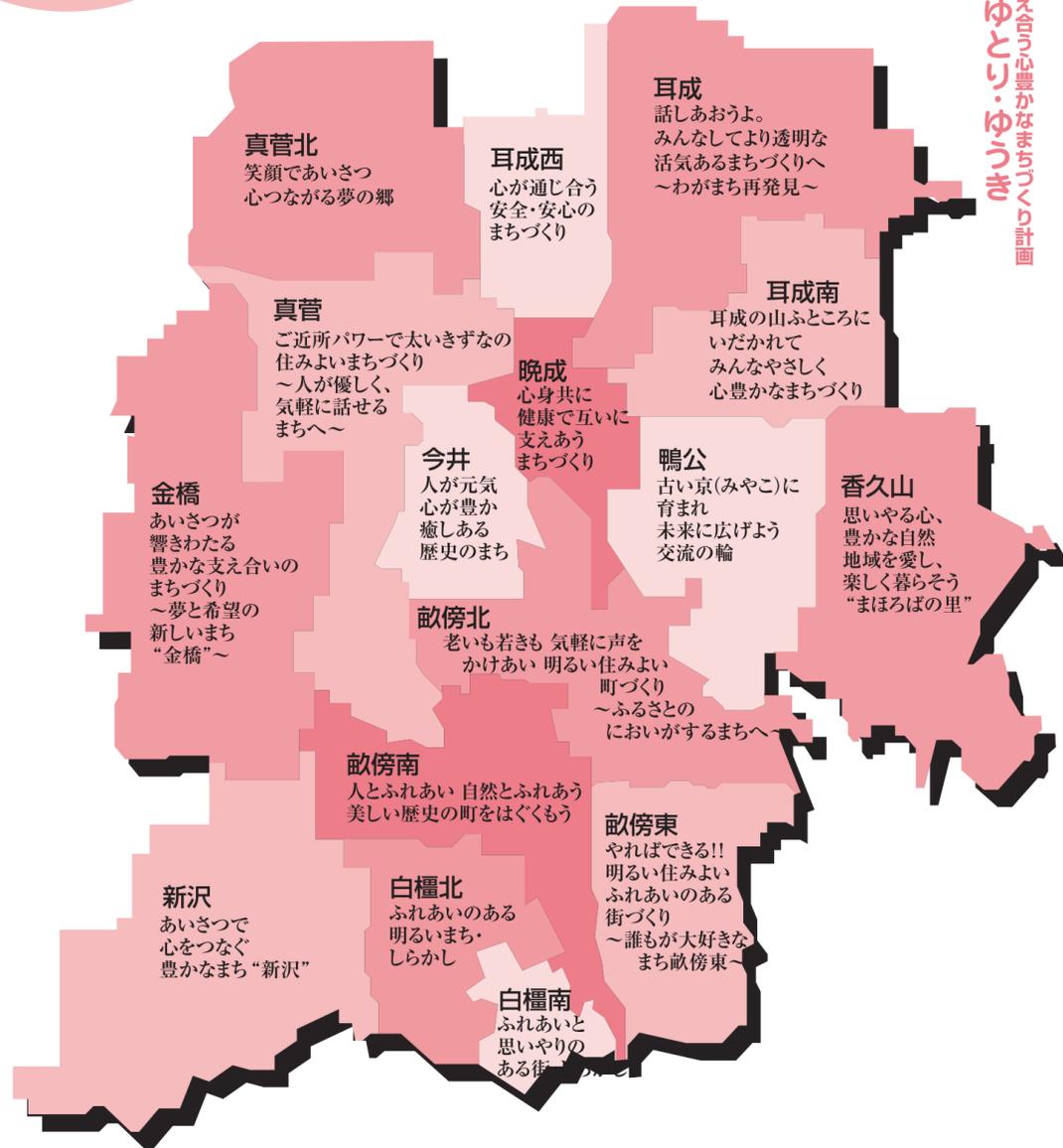


## 校区目標

住民懇談会を通して住民は生活課題を発見し、地域の資源や地域活動を知りました。また、数多くの課題を整理した上で、地域の目標を掲げました。



ともに支え合う心豊かなまちづくり計画  
ゆめ・ゆとり・ゆうき

## 檀原市地域福祉推進計画 概要版

# ともに支え合う心豊かなまちづくり計画 ゆめ・ゆとり・ゆうき



平成16年9月

### 地域福祉推進計画についてのお問い合わせ窓口

檀原市福祉政策課 TEL 0744-22-4001(代) FAX 0744-24-9705  
檀原市社会福祉協議会 TEL 0744-29-3880 FAX 0744-29-4400

檀原市  
檀原市社会福祉協議会

# ともに支えあう 心豊かなまちづくりを めざして



## はじめに

新しい世紀を着実に前進する本市にとり、極めて画期的だといわれる「榎原市地域福祉推進計画」が、多数の市民の参加を得て策定されました。破格のご尽力・ご協力を賜った皆さまに、厚くお礼を申し上げますとともに、計画に基づく地域密着の福祉推進を改めて決意いたしております。

計画の策定作業を始めるに当たり、本市と榎原市社会福祉協議会が訴えたのは、ややもすると行政の給付という傾向が強かった従来の社会福祉を、地域住民が互いに思いやり支え合う、新しい時代の社会福祉に根本から変える、市民参加の計画策定でありました。

呼びかけに応じ集まれたのは、地域住民の方々はもちろん自治会・町内会の役員さんや民生・児童委員さんに、社会福祉法人・福祉関係事業者・ボランティア団体・NPO関係組織など、全市を挙げた広範な方々でした。特筆したいのが市内の16小学校単位で、それぞれ2～3回ずつ開いた地区懇談会に、地域住民に加え関係する市職員など、参加人員が延べ約3000人だったことです。

ここで各地域の保健・医療・福祉に、高齢者・障害者などの問題や、学校・道路・交通・防災などの対策に、町々の美化・衛生などの課題まで、200を超える項目の討論・検討が重ねられ、ここから本市が始まって以来「初」と言える、今回の計画が出来上がりました。

本計画が目指しますのは、地域に密着した福祉・互いに支え、助け合う福祉を、市内の各地域において実現することです。そこから「健やかで安心して豊かに暮らせる榎原」が、正に築かれると確信します。

さらなる市民皆様の参加と、一段のご理解・ご協力を、衷心から訴えまして、計画策定のあいさついたします。

榎原市長  
榎原市社会福祉協議会会長

安曾田 豊

本誌の  
内容

- 地域福祉推進計画とは…………… 2p
- 市の取り組み…………… 7p
- 地域における現状と課題…………… 3p
- 市社会福祉協議会の取り組み…………… 9p
- 計画の基本理念と基本目標…………… 5p
- 住民の取り組み…………… 13p

## 地域福祉推進計画とは

急速な少子高齢化・女性の社会進出・核家族化の進展・地域コミュニティの弱体化・成長型経済社会の終焉など福祉を取り巻く環境が大きく変わってきました。また、価値観の多様化などにより社会福祉に対する国民の意識が大きく変化しています。身近な日々の暮らしの場である地域社会で、多種多様な福祉課題が多数発生していますが、行政が提供するサービスだけでは、生活課題を解決することができなくなりつつあります。

これまでの社会福祉は、低所得や援護を要する児童、母子、障害者、高齢者といった特定の人々に対する一方的な給付という形をとってきました。しかし、社会福祉基礎構造改革において社会福祉の理念は「個人が人としての尊厳をもって家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらずその人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援することである」と示されました。

すべての住民が、自らの生活を自らの責任において営むことを基本とし、自らの努力だけでは出来ない場合には社会連帯の考えに立って相互に支援するという新しい社会福祉を作り上げていく必要があります。

### ●地域福祉の推進

社会福祉法第4条において、新しい社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が掲げられました。

地域福祉の推進とは、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行なう者が、相互に協力し合うことにより「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにすること」です。

### ●地域福祉推進計画

地域福祉推進計画とは、住民の参加を基本に据え、住民自らが地域社会の多様な生活

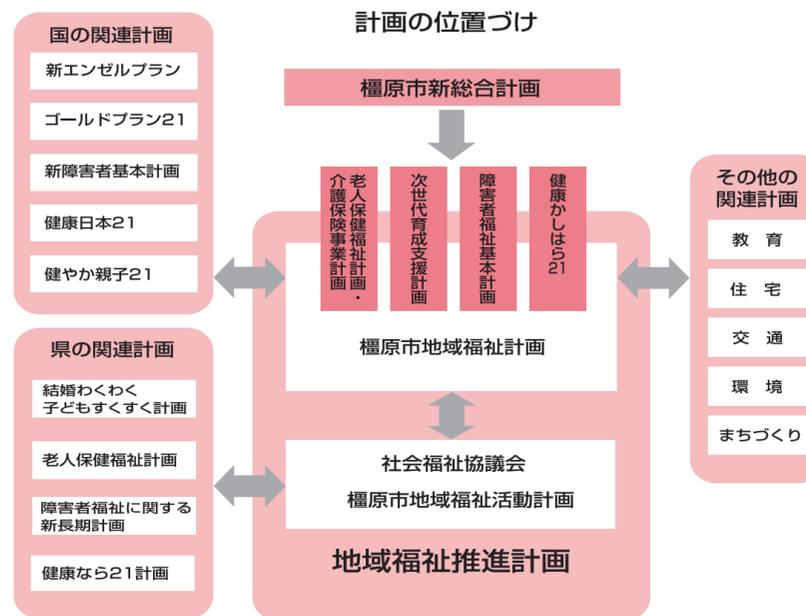
課題を発見しその解決に向けて地域全体で取り組んでいく体制をつくるために、行政がすべきこと、行政と住民が協働して取り組むべきこと、住民が取り組むべきことを明らかにし、どう役割分担していくのかをみんなで考えていくものです。

地域福祉の推進をより実効性・継続性のあるものとするために行政と地域住民が協働し、一体的に取り組めます。

### ●計画の位置づけと期間

社会福祉法第107条の規定に基づく地域福祉計画と社会福祉協議会による地域福祉活動計画とを一体的に策定するもの。

平成16(2004)年度から平成20(2008)年度までの5ヶ年の計画。

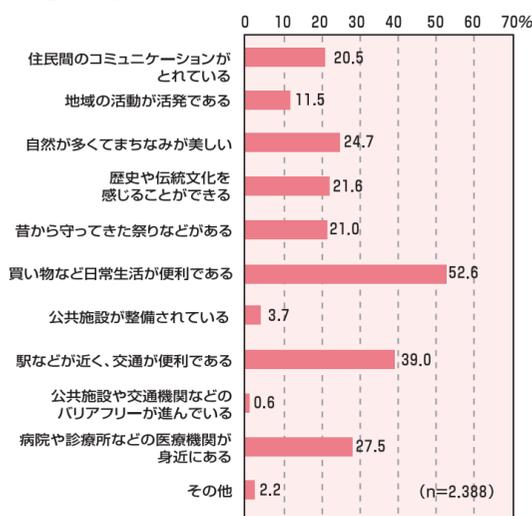


Yume Yutori Yuki  
 ともに支えあう心豊かなまちづくり計画  
 ゆめ・ゆとり・ゆっき

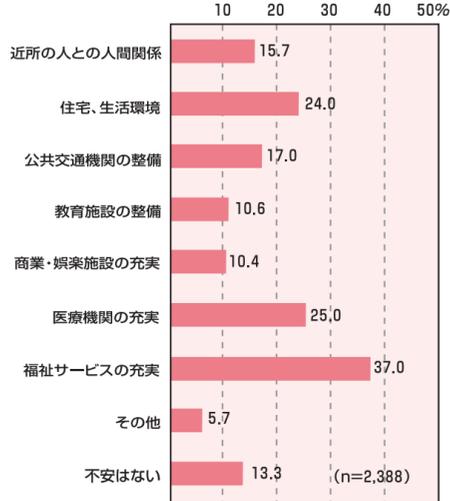
## 地域における現状と課題

# 3000人が 計画づくりに 参加しました

### 地域の良いところ



### 地域の不安・不満について



③

※榎原市における「地域福祉」に関する意識調査から  
※グラフにおける「n=00」は回答者数を表します。

住民参加を原則として地域福祉の推進を図るには適当な単位を設定する必要があります。本市では地域に根ざしたきめ細かな福祉活動ができる場として、小学校区を単位として計画づくりに取り組んできました。

16小学校区の懇談会では、「年をとっても、障害をもっても、子育て中の人も、暮らしやすいまち、すべての人が住んでいて良かったと思える地域をつくるために、問題だと感じることや、取り組んでいることはありますか」をテーマに、住民と行政職員等がともに話し合いを重ねた結果、保健・医療・福祉をはじめ様々な生活課題が出されました。

これらの生活課題は、「行政が取り組むべきこと」「住民が取り組むべきこと」「行政と住民が協働して取り組むべきこと」に分類整理しました。また、行政の取り組み、施策についてもっと住民のみなさんに理解してもらう必要のあるものを「行政の取り組みQ&A」としてまとめました。

### Q&A

#### 市の施策をもっと知ってもらうために ～行政の取り組みQ&Aより抜粋～

##### Q(質問)

街灯がなく夜道が暗くて、たいへん危険です。特に、通学路が暗くて危険なので街灯を設置してほしいが、街灯はどのような手続きで設置されるのですか。

##### A(回答)

(略)防犯灯の新設設置・器具の腐食等による取替の再設置を希望される場合は、各自治会の自治委員を通じて市役所市民経済部社会交通対策課に所定の防犯灯設置申請書を提出していただくこととなります。この申請書の提出に基づいて、現場を確認のうえ設置は市で行います。また、蛍光灯の球の取替や電気代の負担など維持管理面については、各自治会で負担をいただいております。

(担当課/社会交通対策課)

## 住民懇談会で出された地域課題

### 人権

- 人権意識の高揚・啓発
- 障害者等が社会参加できる地域づくり
- 男女共同参画の推進

### 高齢者

- 安心して暮らせる地域福祉ネットワークが必要
- 身近な相談窓口や情報伝達の仕組みづくり
- 福祉サービスの充実と情報提供の徹底
- 高齢者の生きがいづくり

### 障害者

- 自立や社会参加促進の場づくり
- 福祉サービスの内容や相談窓口の周知
- ボランティア養成や助け合いの体制づくり
- 市民啓発活動の充実と情報のバリアフリー化促進
- 地域での障害者の交流活動促進

### 児童・青少年

- 少子化対策および子育て支援体制の充実強化
- 犯罪被害から子どもを守る地域の連携
- 子どもが安全に遊べる場所や交流の場の確保
- 児童育成への地域全体の意識高揚
- 健全育成の体制づくりと非行防止対策

### 保健・医療

- 救急医療体制の充実
- 地域の医療施設等の充実
- 医療相談窓口の設置

### 道路・河川

- 道路等のバリアフリー化
- 安全点検、安全対策

### 交通

- 道路標識・カーブミラー信号機・横断歩道などの設置や交通規制が必要
- 交通安全意識の高揚
- 鉄道駅舎のバリアフリー化
- 路線バス交通の整備
- 街灯(防犯灯)の設置が必要

### 公園・公共施設

- 身近な遊び場としての公園の確保
- 公園利用者のマナー向上と維持管理の徹底
- 公園施設の有効利用対策
- 公共施設のバリアフリー化

### まちの美化・衛生

- ゴミ出しのマナーの向上
- ゴミのポイ捨て等に関するモラルの向上
- 犬・ねこ等の飼い主のマナーの向上
- 障害者・高齢者等のゴミ出しが困難な時の対策が必要

### 防災・防犯対策

- 日頃からの防災組織づくり
- 町ぐるみの防犯対策

### 住民参加と交流

- 近所の助け合い・支え合いが少なくなっている
- 住民交流の拠点施設整備や利用方法の周知
- 地域での人材や組織の育成
- 福祉活動・福祉状況の情報が得にくい
- 広報や回覧が行き渡らない

住民懇談会では、  
数多くの課題を出し合い、  
計画策定に反映させました



ゆめ・ゆとり・ゆづき  
ともに支え合い・支え合えるまちづくり計画

④

## 計画の基本理念と基本目標

### 基本理念

みんなでつくる  
健やかで安心して心豊かに  
暮らせるまち

### 基本目標

住民が地域全体で支え合い、  
助け合える地域社会の実現をめざし  
本市では次の基本目標を掲げました。

#### (1) 人権の尊重

地域福祉を推進していく上で最も大切なのは「一人ひとりの人権を最大限に尊重する」という視点です。すべての人が自分らしく生きていくためには、お互いの基本的な自由と権利を尊重しあわねばなりません。お互いの人権を侵害しないという意識や行動をあたりまえの習慣や文化として、日常生活に定着させていきます。

#### (2) 共に生きるまちづくり

だれもがその人らしく安心して充実した生活を送るためには、地域住民がそれぞれの違いを認め合い、住民相互が積極的にふれあい、心のつながりをもつことが不可欠です。高齢者、障害のある人々、貧困や失業に陥った人々、また、外国籍の人々等を社会的に排除するのではなく、地域社会を構成する一員として、地域社会への参加と参画を促し、お互いが思いやりをもてるような、共に生きるまちづくりを進めていきます。

#### (3) すべての住民の自立と参加から住民自治の形成へ

地域福祉を推進するためには、すべての地域住民が地域社会の一員として、あらゆる分野の活動に参加する体制を築き、計画策定段階から主体的に参加し、担い手として行動していくということが重要になります。地域住民が自分たちで地域の生活課題を明らかにし、それを自分たちの問題とし

5

て捉え、その解決のために主体的に取り組むという住民の自立と参加が重要となります。

住み慣れた地域のなかで安心して健やかに暮らしていくためにはどのようなまちづくりをするかを、住民自らが考え、まちづくりに参加していくことを通じて、本来の住民自治の確立へとつなげていきます。

#### (4) 男女共同参画社会の実現

男性も女性も、性別にとらわれることなく、自らの意思によって対等、平等に社会のあらゆる分野に参画し、その利益を受け、責任を担うことが大切です。地域福祉を推進するにあたっては、男女共同参画の視点に立った地域社会の形成を図ります。

#### (5) 歴史に学ぶ新しい福祉文化の創造

住民に身近な生活圏である地域には、それぞれの地域特有の自然や風土があり、それに伴い、それぞれの地域特有の生活課題があります。また、本市には、歴史的遺産や古くから守られてきた伝統的な行事が数多くあり、住民の生活や意識の根底に根づいています。

この豊富な歴史資源を活かし、それぞれの地域における伝統文化等を大切にしながら、地域住民による地域に根ざした活動の積み重ねが、それぞれの地域の新しい福祉文化を育んでいくよう努めます。



## 「ゆめ、ゆとり、ゆうき」～重点的な取り組み

### 福祉意識の向上…ゆめ

行政と住民、住民相互が交流を深め、住民が「住んでいて良かったと思えるまちはどんなまちなのか」を話し合い、未来に向かって共にまちづくりに取り組むため共通の目標(ゆめ)を持ちます。

#### <取り組みについて>

- ① 住民交流の促進
- ② 情報伝達の徹底
- ③ 行政と住民の協働

### 地域福祉推進体制づくり…ゆとり

少子・高齢時代に備えゆとりを持って、行政は支援を必要とする人を支えるための施策の拡充に努めます。また、住民は地域の中で支援を必要とする人に目を届かせ、支え合い、助け合う、心豊かなゆとりある地域社会づくりに取り組みます。

#### <取り組みについて>

- ① 福祉サービスが利用しやすい組織づくり
- ② 福祉サービス提供者相互の連携

### すべての住民が参加できる仕組みづくり…ゆうき

行政は、すべての住民が住みよいまちづくりに主体的・積極的に参加できる体制づくりに取り組みます。地域の住民の福祉活動を支援し、人材育成、拠点づくりを行い、住民自らがまちづくりに参加し活動を広げていけるように支援します。

住民は、福祉サービスの対象者であると同時に地域福祉の担い手であることを自覚し、まちづくりに自分たちの意見を反映させ、自分たちで住みよい地域をつくるために取り組みます。

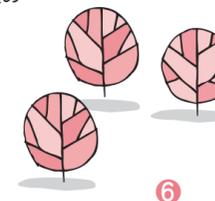
行政も住民も勇気をもって一歩を踏み出しましょう。—ゆうきある参加から行動へ—

#### <取り組みについて>

- ① 小学校区ごとの組織づくりへの支援
- ② 住民主体のまちづくりへの参加の促進
- ③ 地域における住民の福祉活動への支援
- ④ 地域福祉を推進する人材の発掘・育成
- ⑤ 既存施設(資源)の活用
- ⑥ 健康・生きがいづくりへの支援



ゆめ・ゆとり・ゆうき  
ともに支え合う心豊かなまちづくり計画



6

## 檜原市の施策

# ゆめ・ゆとり・ゆうきを持って

### 1.福祉意識の向上……ゆめ

これからの福祉は地域住民すべてにとっての福祉、地域住民すべてで支える福祉へと変わっていかねばならず、共に生きる社会づくりに向けて行政職員や住民の福祉意識の変革が求められています。

#### (1) 住民交流の促進

- 人権啓発
- 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動
- 託児ボランティアの派遣
- 手話通訳・要約筆記の派遣

#### (2) 情報伝達の徹底

- わかりやすい情報
- 情報伝達のバリアフリー
- 行政と住民による情報伝達のシステムづくり

<自由記述意見から>  
高齢化社会がますます進む中で、地域で助け合いができるようなまちづくり、そのためにはプライベートで知られたくないこと以外は、誰もが共有できるようになることが必要だと考えます。相手の尊厳を重要視しながら積極的にボランティア精神をもって皆が行動できるようなまちづくり、このためには地域住民の意識のもち方と行政の指導協力が重要と考えます。そして皆が一体となって生活できる明るいまちにしていきたいです。(今井小学校区)

#### (3) 行政と住民の協働

- 行政と住民の連携強化



### 2.地域福祉推進体制づくり……ゆとり

介護保険制度や支援費制度など、利用者本位のサービスの導入により、これまで以上にサービスの利用に関する積極的な情報のPRと相談支援体制の整備が重要であり、また福祉サービス提供者相互の連携も必要です。

#### (1) 福祉サービスが利用しやすい組織づくり

- ①相談支援体制の整備
  - 住民に身近な相談支援体制の整備
  - 住民の協力体制の充実強化
- ②情報提供体制の拡充
  - 福祉出前講座の実施
  - 地域ケア会議(サービス事業者との情報交換)
  - 情報提供体制の充実
- ③利用者本位のサービスの実現
  - 総合的なケアマネジメントシステムの構築
  - ケアマネジャー支援体制の構築
  - ケアマネジャー等の資質向上
- ④利用者の権利擁護の充実
  - 地域福祉権利擁護事業の周知
  - 成年後見制度の普及
  - 苦情相談体制の充実

#### (2) 福祉サービス提供者相互の連携

- ①関係機関との連携の強化
  - 保健・医療・福祉事業者間の連携の強化
  - 地域ケア会議(ケアマネジメント検討会)
  - 地域ケア会議(在宅介護支援センター連絡会)
- ②サービスの総合化と開発
  - 地域ケア会議(地域ケアシステム検討会)
  - 福祉サービスの企画・提案
- ③コーディネート機能の充実
  - 在宅介護支援センターの充実、相談ネットワーク機能の充実
  - 基幹型在宅介護支援センターを中心とした行政内及び関係機関との連携

#### <自由記述意見から>

高齢社会になり、自分の周囲も自分の立場としても、高齢者が高齢者の世話をせざるを得ない状態です。時々何のための人生かと思わざるを得ないような時もあります。高齢社会に向けて、もっともっと相談できる窓口、一歩も二歩もふみ込んで相手の立場を理解してくれる場所がほしいです。檜原市は歴史的にも誇れる市であると思っています。手を取り合って明るいまちにしたいですね。(真菅北小学校区)

### 3.すべての住民が参加できる仕組みづくり……ゆうき

市では、社会福祉協議会と協働して地域住民、ボランティア団体等の主体的な福祉活動に対し、情報提供や活動拠点の提供、活動助成金の交付等を通して支援していきます。また、活動の中心となるリーダー的な役割を果たす人材を発掘、育成するとともに住民の健康、生きがい対策を推進していきます。

#### (1) 小学校区ごとの組織づくりへの支援

- (仮称)地域福祉推進委員会の立ち上げ・支援
- 地域福祉推進委員会支援
- (仮称)地域福祉推進連絡協議会の設置・運営

#### (2) 住民主体のまちづくりへの参加の促進

- すべての住民が参加するまちづくりへの支援
- まちづくり支援メニューの作成(毎年度更新)

#### (3) 地域における住民の福祉活動への支援

- 住民の福祉活動への支援
- 檜原市ボランティアセンターへの支援
- 当事者団体活動の支援

#### (4) 地域福祉を推進する人材の発掘・育成

- 民生委員・児童委員への活動支援
- 地域福祉を推進する人材の発掘・育成
- ボランティアグループの発掘・育成

#### (5) 既存施設(資源)の活用

- 既存施設の有効活用の検討
- 地域活動拠点の発掘・発信

#### (6) 健康・生きがいづくりへの支援

- 健康かしはら21計画の推進
- 生涯学習の充実
- 檜原市シルバー人材センターへの支援

#### <自由記述意見から>

ボランティアや助け合いが自然なかたちで気負わずにできるように、橋渡し役や情報提供を公的機関にお願いしたい。働いている者でも気軽にできるようなボランティアや助け合いの手法を提供して欲しい。消極的ながら、そのやる気ぐらひはあります。(畝傍東小学校区)

### 4.行政の基本的な取り組みの姿勢

#### (1) 福祉行政の推進と進捗管理

- 各種個別計画の進捗管理・評価・定期的な見直し
- 各種個別計画見直しにかかる庁内連携
- (2) 各部門における福祉情報の共有
  - 保健福祉関連部署での情報交換会・学習会の開催
  - 事例検討会の実施

#### (3) 地域問題解決に向けての全体調整会議の開催

- 地域課題解決に向けての全体調整会議の開催

#### (4) 社会福祉協議会との連携強化

- 社会福祉協議会への支援と連携強化
- 地域福祉推進計画の共同策定
- 市と社会福祉協議会の人事交流

### 5.地域福祉を推進する職員の意識向上

#### (1) 地域福祉への職員参加

- 住民懇談会への行政職員の参加
- 住民と行政職員との協働関係の構築

#### (2) 職員の創造力を活かした地域福祉の推進

- 自主研究グループ活動助成
- 政策形成研修



ゆめ・ゆとり・ゆうき  
ともに考え合う心豊かなまちづくり計画

## 檜原市地域福祉活動計画

# 「みんなで協力し合い、みんなの地域を

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、「みんなで協力し合い、みんなの地域をみんなで創り上げる」(協働)を重点テーマに、次のような取り組みを進めます。

- ①市役所をはじめとする公的な機関や民間の福祉関係機関・団体と連携・協働する地域ネットワークづくりを重点取り組みとして住民が行う地域福祉活動への支援を進めていきます。



今井地区ふれあいサロン



白檀校区ふれあい交流会



キャップハンディ体験講座



ふれあい給食サービス

9

### 1. 「ゆめ」を実現するために

- (1)一人ひとりが福祉への理解を深めるためのきっかけづくり
  - ①話し合う場の提供
  - ②講座の開催
  - ③イベントの企画・実施
- (2)わかりやすい情報の提供と多くの人の目にとまる情報発信
  - ①広報紙「社協だよりいきいき」・「ボランティアセンターだより ボランティア・あい」やホームページの充実・活用
  - ②新たな情報発信への取り組み
- (3)誰もが集える交流の場の開設・開催
  - ①ふれあいサロンの充実・拡充
  - ②イベントの開催
  - ③地区公民館の活用
- (4)小・中学校の児童・生徒への福祉教育の推進
  - ①ボランティア協力校に対する活動メニューの紹介
  - ②学校週5日制を活用した福祉教育への取り組み
  - ③ボランティア協力校に対する新たな取り組み



ふれあい電話訪問サービス

# みんなで創り上げる」(協働)

- ②地域住民のニーズに応えられるよう関係機関に働きかけ、お互いが信頼し合える関係(パートナーシップ)を構築していきます。
- ③小学校区単位での組織づくり(地域福祉推進委員会)を中心とした取り組みを進め、住民の住民による住民のための地域福祉活動を支援していきます。

### 2. 「ゆとり」をもつために

- (1)さまざまな機関・団体・個人との連携(ネットワーク)の強化
  - ①さまざまな機関・団体とのネットワークづくり
  - ②住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるまちづくりを目的としたネットワークづくり
- (2)在宅生活を支援するサービスの推進と充実
  - ①在宅生活を支援するサービスの提供
  - ②介護保険事業等の質の向上及び他機関との連携強化
  - ③地域の人材の活用
- (3)誰もが相談しやすい窓口機能の充実・強化
  - ①幅広い相談窓口・連絡体制の設置
  - ②相談しやすい窓口の設置
  - ③各種相談窓口の情報の共有化の推進
  - ④生活福祉資金貸付相談の実施
- (4)地域活動の拠点の確保
  - ①地区公民館・集会所の活用
  - ②公園の活用
  - ③地域活動拠点となりそうな場所の企画・立案



ボランティアによるクリスマス訪問

### 3. 「ゆうき」を与えるために

- (1)小学校区ごとの地域福祉推進の組織づくり
  - ①地域福祉推進委員会の設置
- (2)地域における定期的な話し合いの場の開催
  - ①福祉懇談会の開催
  - ②イベントを通じた話し合い
  - ③ホームページの活用
- (3)地域福祉の充実に必要な人材(ボランティア)の育成
  - ①地域の人材の発見・育成
  - ②地域の人材の活用



「送迎サービス」の実施



「共同募金活動」への協力

10



ゆめ・ゆとり・ゆうき  
ともに支え合う心豊かなまちづくり計画

# 檀原市社会福祉協議会の推進体制 ともに支え合う仕組みづくりに向けて

## 1 社会福祉協議会の 運営基盤の充実と強化

市社協は、昭和45年4月の法人化以降、着実に発展・拡大してきました。今後市社協が社会福祉を取り巻く環境を適切に把握しながら地域福祉を推進していくため、その基盤となる役員組織や事務局体制及び財政の強化に努めます。

- ①責任ある執行体制の充実のため、役員研修会の開催、執行機関である理事会、議決機関である評議員会等それぞれ役割分担をし、責任体制の明確化と課題別委員会の機能強化を図っていきます。
- ②事務局体制を強化するため、事業推進の実践上での研修活動としてOJT(オンザ・ジョブ・トレーニング)を積極的に活用し、目的に合った研修会に参加させることで職員の資質向上、能力の開発、事務局の活性化を図っていきます。
- ③地域住民の福祉ニーズに速やかに対応し、充実したサービスを提供するため、自主財源の確保や民間財源の活用など財源の活性化を図っていきます。また、会員の位置づけ、賛助会員制度導入等の検討を加え、民間の社会福祉法人としてのネットワークを生かした事業展開のできる体制づくりに努めます。

## 2 小学校区ごとの 地域福祉推進の組織確立

地域の福祉課題に対応できるよう市内16小学校区に住民や各種団体、ボランティア、NPOなどによる〇〇小学校区地域福祉推進委員会を設置し(次ページイメージ図参照)、各小学校区の具体的な取り組みを決める校区別実施計画を策定するための支援をしていきます。

各地域福祉推進委員会と在宅介護支援センターや各福祉施設との協力関係を確立するとともに各校区に担当職員制を敷くことで責任体制も明確にしています。

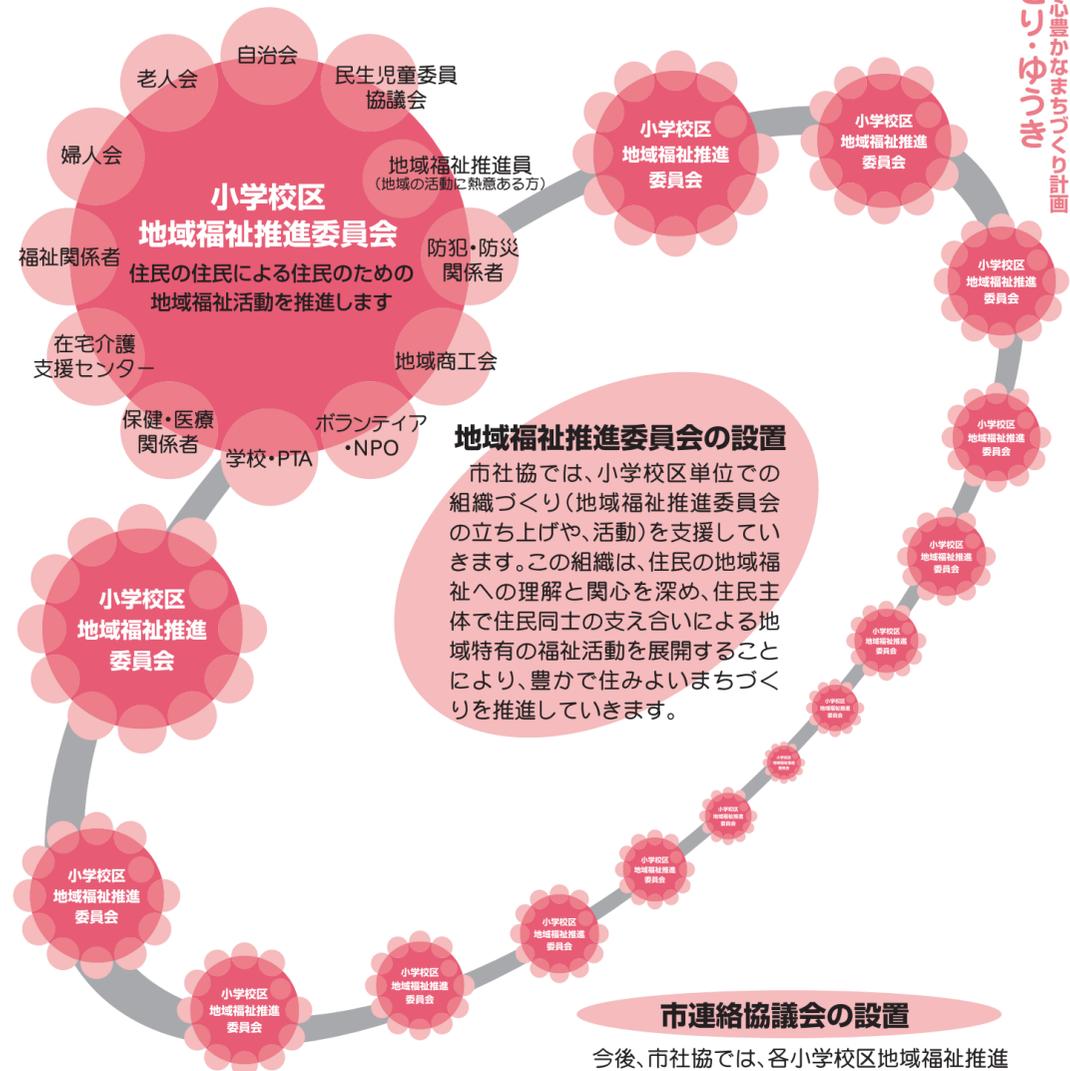
また、地域での具体的な取り組みに対し地域福祉活動助成事業を実施し、財政的な支援を行います。

## 3 共同募金運動への協力・推進

社会福祉法では、共同募金が地域福祉推進の財源として明確に位置づけられたことに伴い、地域における共同募金運動の活性化に向けた取り組みを強めることが必要です。

地域福祉活動の主要な財源として共同募金の配分金を充てていくには地域住民の協力が不可欠であり、その運動の結果をそのまま地域の具体的な取り組みへと結び付け推進していきます。

## 檀原市地域福祉推進のための組織イメージ図



## 住民の取り組み

### 「(各校区別)今後の取り組み」 地域のゆめを語る



住民懇談会では、地域の生活課題を明確にした上で地域の目標を掲げました。この目標を実現するために、今後の取り組みや方向性を住民に語ってもらいました。

(※地域の目標は裏表紙にあります)

#### 耳成小学校区

人口 7,119人  
●14歳以下人口 1,188人 16.7%  
●65歳以上人口 1,018人 14.3%

地域福祉や住民懇談会等についての認識がまだまだ不足しており、積極的参加は無理なようである。自治委員の協力・理解や推進委員の工夫も大切だ。約3年前から、気持ちの合った数人で「お楽しみ会」を手作りで企画実施しているが、この会を地域福祉と連動して充実した活動にできるように努力していきたい。

#### 耳成南小学校区

人口 10,598人  
●14歳以下人口 1,664人 15.7%  
●65歳以上人口 1,717人 16.2%

高齢者、中年、子どもたちが住み良い地域にするために、一人でも多くの方が支えあう地域密着型の地域活動のあり方を知りえた。今後も福祉に対する意識を高めるために、ミニ集会等を開き、若者・老年者が共に忌憚(きたん)のない意見交換をし、日々住民の暮らしをうまく展開させていくことを望む。住民懇談会の際、担当者は必ず責任をもって参加し、住み良いまちづくりの推進に努力すべきである。

#### 耳成西小学校区

人口 11,246人  
●14歳以下人口 1,924人 17.1%  
●65歳以上人口 1,484人 13.2%

福祉だけが一人歩きするのではなく、深い関わりのある人権や生涯学習なども合わせて、組織的にも活動的にも啓蒙啓発された計画推進ができないものか。福祉は行動であり、支え合いである。住民懇談会を通じて新しい出会い、ふれ合いがあり、老人福祉、障害者福祉、児童福祉等、改めて知識と理解を得ることができた。住民懇談会も自治会単位の懇談会にしてはどうかと思う。

#### 晩成小学校区

人口 6,632人  
●14歳以下人口 759人 11.4%  
●65歳以上人口 1,491人 22.5%

福祉のまちづくりの重要性を認識している。

今こそ地域の方が助け合い、支え合う時代。そのためには高齢者、そして子育て中のお母さんらが気軽に話し合える場所、手狭でもいいから気軽に足を運べる場所があれば、と望む。晩成校区にも“ふれ合いサロン”的な場所を誕生させたいと痛切に感じている。

#### 鴨公小学校区

人口 5,519人  
●14歳以下人口 834人 15.1%  
●65歳以上人口 893人 16.2%

6月から月1回、集会所での情報交換の場としてスタートした。51軒中32軒の方たちが参加している。障害をもっておられる方、若いお母さん、おばあちゃんたちの楽しみができてとても喜ばれている。気軽に集れる、また個人の不安をみんなで解決できる会にしていこうと、盛りだくさんの企画が出された。この会で教わった手作り作品は、他の地域にも広げている。

#### 香久山小学校区

人口 2,957人  
●14歳以下人口 427人 14.4%  
●65歳以上人口 633人 21.4%

住民懇談会には多くの参加があったが、自治委員の顔を立てるために参加している人も多く、反応は今ひとつであった。計画策定にあたり、策定委員会の前に住民の声を聞く今回の方法でお願いする。地域福祉に対する住民の意識がまだまだ低いので、意識改革を行い、自治会が中心となって住民の交流を図ることが大切である。また、新旧住民の交流も図るべきである。

#### 畝傍東小学校区

人口 8,782人  
●14歳以下人口 1,393人 15.9%  
●65歳以上人口 1,243人 14.2%

残念ながら地域での反応は今一つで、一般住民、特に若者には関心がないようだ。現在の推進委員は一部地域に偏っているので、今後は各自治会ごとに推進委員を1~2名選出して頂くよう各自治会長に呼びかけたい。東校区福祉推進委員会を今年中に立ち上げ、各自治会ごとにアイデアを出し合い、地域福祉推進計画を策定し、今年度中に総会を開催できるよう努力する。

#### 畝傍南小学校区

人口 10,334人  
●14歳以下人口 1,507人 14.6%  
●65歳以上人口 1,801人 17.4%

広報PRも関心なく、大きな意識変化がない。懇談会参加者は少々理解している。限られた懇談会参加者のみが福祉活動仲間として交流し、町住民は関心がないに等しい。今後の取り組みは、①町毎の連携と町内の各団体の連携体制と全員参加型の確立。②活動推進のための校区町別ミニ懇談会の開催。③次世代型(子どもも含めた)行事の推進(一声挨拶運動の実施)。

#### 畝傍北小学校区

人口 7,575人  
●14歳以下人口 1,166人 15.4%  
●65歳以上人口 1,262人 16.7%

懇談会出席者には地域福祉の意義等は理解されたが住民に広く徹底させるには不十分で、地区住民の意識の変化や反応については不明である。関心深い人を中核とする福祉の組織ができておらず、地域福祉を実現できる組織づくりが急務である。第一歩として各大字(町)毎に担当係を提出し、全体で支え合える福祉社会の実現をめざしている。

#### 白檀南小学校区

人口 5,099人  
●14歳以下人口 703人 13.8%  
●65歳以上人口 638人 12.5%

住民懇談会に多くの参加があり、大変関心が高くなった。今後への期待も大きく、住民の意見や思いを十分に反映した、実現可能で具体的な計画を策定することが肝要である。そのためには、既存の連合自治会組織を最大限に活用して住民の意思決定を図ってきたい。

#### 白檀北小学校区

人口 4,897人  
●14歳以下人口 696人 14.2%  
●65歳以上人口 691人 14.1%

住民懇談会で福祉に関する住民意識が把握できた。それをベースに計画を作成し、地道な実践を継続していくことが大切である。従前から連合自治会として福祉に関する活動をしており、その成果も上げてきている。今後はさらに充実した内容で活動を進め住民の意識改革、住民相互の交流を深め、福祉ネットワークづくり、白檀の福祉文化の創生に努めていきたい。

#### 今井小学校区

人口 4,653人  
●14歳以下人口 628人 13.5%  
●65歳以上人口 993人 21.3%

地域福祉に関して住民の反応は低調で、福祉は行政の仕事、障害者や高齢者等を対象としたものと捉えている。住民懇談会やふれあい交流

会の効果として挨拶等に積極性が感じられるようになった。各推進委員間のコミュニケーションを深め研修会等により意思疎通を図ることが肝要と思われる。

#### 真菅小学校区

人口 14,174人  
●14歳以下人口 2,240人 15.8%  
●65歳以上人口 1,973人 13.9%

住民懇談会では、多くの地域情報が得られた。目標に向かって、今スタートラインから一歩歩み出した思い。まず隣近所が何のわだかまりもなく、親しく言葉を交わす。“ニコツと笑顔であいさつ”“あいさつのあと少しおしゃべり”を、一人ひとりが心がけて下さるように取り組んでいきたいと思ひます。

#### 真菅北小学校区

人口 8,873人  
●14歳以下人口 1,357人 15.3%  
●65歳以上人口 1,182人 13.3%

住民懇談会では日頃思っている問題点、良い点等、多くの意見が出て情報収集ができた。徐々に関心が湧いてきて、輪が広がりにつつある。住民の末端まで浸透させて活動する為に福祉委員に40~50名程度参加してもらってから規約を作成し、役割分担を決めてから事業内容を検討する。毎月1回委員会を開き、情報交換と進捗状況を把握する。住んで良かったと思えるまちづくりを目指します。

#### 金橋小学校区

人口 11,137人  
●14歳以下人口 1,844人 16.6%  
●65歳以上人口 1,755人 15.8%

住民懇談会は、一部の参加で広く浸透していない。挨拶運動では、知らない人に挨拶するのに勇気がいるとのこと。目標に向けて進むのが難しいようである。地区自治会と地区民生児童委員協議会の連携は取れているので、推進に関わった方々と合わせて三位一体で推進委員会を設立し、学生や若い人、地区の企業参加を呼びかけて、福祉でまちづくりに取り組んでいきたい。

#### 新沢小学校区

人口 6,177人  
●14歳以下人口 1,022人 16.5%  
●65歳以上人口 1,136人 18.4%

地域住民の意識は低く、住民懇談会を開催しても「その時だけ」と感じた。また、住民への事後報告がなく、一方通行に思える。今後は、障害者と子育て支援及び児童問題等に広げて行きたい。自治会を中心とした組織と役割の土台をつくり、民生委員を先頭にボランティア活動や、まちづくりに取り組む住民の協力を得ていかなければならないと思う。



ゆめ・ゆとり・ゆづき  
ともに支え合う心豊かなまちづくり計画